

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 21日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 相生市相生字小丸5377-5

氏名 ケミプロ化成株式会社相生工場
工場長 赤瀬 寿

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0791-23-3869

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ケミプロ化成株式会社 相生工場
事業場の所在地	相生市相生字小丸5377-5
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	別紙 1, 2 のとおり
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	別紙 1, 2 のとおり		
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	別紙 1, 2 のとおり
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和 3 年度)実績量

計画：今年度(令和 4 年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+③)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0100燃え殻																				
0200汚泥	525.1	500.0									525.1	500.0	512.0	500.0	438.3	450.0				
0300廃油	7.1	7.0									7.1	7.0	7.1	7.0	7.1	7.0				
0400廃酸																				
0500廃アルカリ	3,962.2	4,000.0									3,962.2	4,000.0	1,841.7	2,000.0	2,437.7	3,500.0				
0600廃プラスチック類	31.1	30.0									31.1	30.0	31.1	30.0	31.1	30.0				
0700紙くず	13.2	10.0									13.2	10.0	13.2	10.0	13.2	10.0				
0800木くず	23.0	25.0									23.0	25.0	23.0	25.0	23.0	25.0				
0900繊維くず																				
1000動植物性残渣																				
1100ゴムくず																				
1200金属くず	13.7	10.0									13.7	10.0	7.4	10.0	8.4	8.0				
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		0.1										0.1		0.1		0.1				
1400鋳さい																				
1500がれき類																				
1600動物のふん尿																				
1700動物の死体																				
1800ばいじん																				
2500水銀使用製品産業廃棄物	0.03	0.01									0.03	0.01	0.03	0.01						
合計	4,575.5	4,582.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4,575.5	4,582.1	2,435.6	2,582.1	2,958.8	4,030.1	0.0	0.0	0.0	0.0

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	1639 その他の有機化学工業製品製造業
②事業の規模	製造製品出荷額 5 1 億 2, 1 2 6 万円（令和03年度実績）
③従業員数	7 9 人（令和04年4月時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3参照

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

別紙3参照

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程内リサイクルを推進する。 ・再資源化及び燃料用途化を推進する。 ・有価値化を推進する。
②計画	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の抑制を考慮した製造方法を検討する。 ・再生利用ルートを確保する。 ・できるだけ分別化を行い、リサイクル又は再生処理を行う。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>製造工程毎に発生する廃棄物は、ラベルに製品名・成分・工程名等を表示し、排出した廃棄物の分類を行っている。</p>
②計画	<p>（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>同上</p>

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

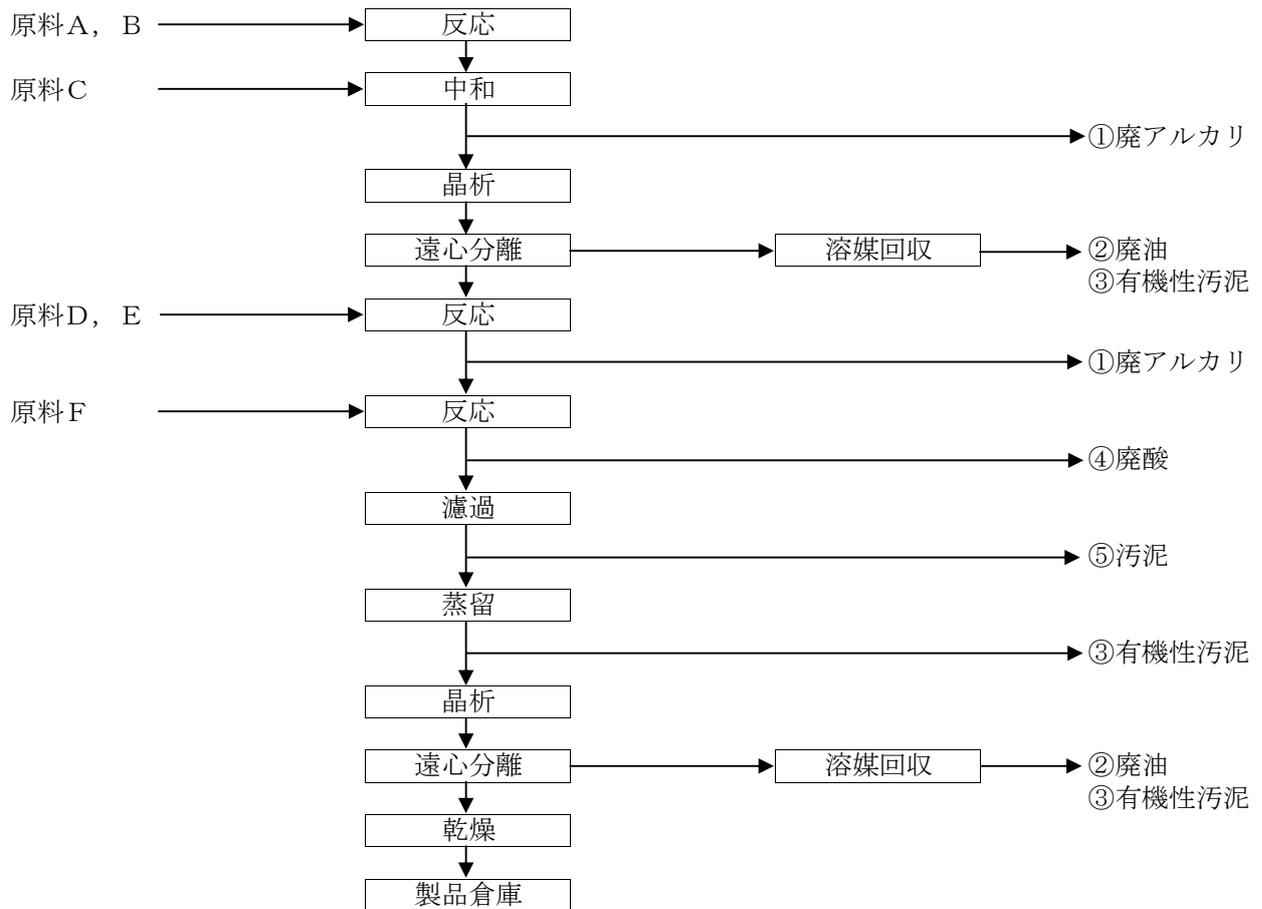
8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 可能な限り、最終処分において埋立処分とならないような処分業者を選択して委託している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 同上

別紙 3

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

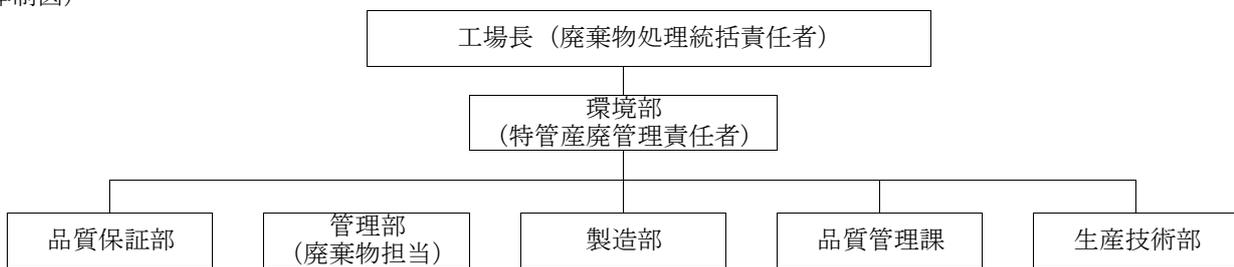
○ 産業廃棄物の一連の処理の工程



- ①廃アルカリ 収集運搬<委託>→焼却・混合<委託>→焼却残渣は埋立処分又はセメント原料
- ②廃油 収集運搬<委託>→焼却・リサイクル<委託>→焼却残渣は埋立処分、リサイクルは燃料化又再生
- ③有機性汚泥 収集運搬<委託>→焼却・混合<委託>→焼却残渣は埋立処分又はセメント原料
- ④廃酸 収集運搬<委託>→焼却<委託>→焼却残渣は埋立処分又は業者で有効利用
- ⑤汚泥 収集運搬<委託>→焼却<委託>→焼却残渣は埋立処分又はセメント原料

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



(分担)	統括責任者	廃棄物処理方針の策定 廃棄物に関する諸事項の決定・承認
	環境部	廃棄物処理計画の作成 監督官庁への各種報告
	廃棄物担当	廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 処理業者・再生処理業者の調査、剪定及び管理 委託契約の締結 産業廃棄物管理票の交付・管理
	各部署	部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、保管場所への運搬 部署内スタッフへの分別方法等の徹底